

旅行業

旅行業者代理業

点検年月日 令和 年 月 日

【登録番号】旅行サービス手配業 号 【旅行業者名】

【営業所名】 【点検実施者名】

※ 点検実施者は、当該営業所で選任された旅行業務取扱管理者としてください。

点検項目	点検結果	備考
1. 連絡体制の整備		
①緊急時における連絡体制が確立されているか。また、命令系統と従業員の任務分担が明確になっているか。	良・不良	
②緊急時における連絡体制等について適宜見直しを行い、その都度、従業員・添乗員等に周知しているか。	良・不良	
2. 海外危険情報等の伝達		
①取引条件説明書面において外務省の提供する安全に関する情報並びに厚生労働省の提供する感染症に関する情報に係るホームページのアドレス及び問い合わせ先を記載しているか。	良・不良	
②海外危険情報の旅行者への伝達について、従業員・添乗員等に周知しているか。	良・不良	
③海外危険情報が発出されている地域を目的地に含む旅行について、旅行契約前に旅行者に対して海外危険情報が発出されている地域である旨を記載した書面を交付し、海外危険情報の趣旨、内容等を十分説明しているか。	良・不良	
④旅行契約成立後、出発までの間に海外危険情報が発出された場合には、速やかに旅行者に対して海外危険情報が発出された地域である旨を記載した書面を交付し、海外危険情報の趣旨、内容等を十分説明しているか。	良・不良	
⑤旅行中において、海外危険情報が発出された場合には、旅行者に対し十分な説明や安全確保について、適切な措置が講じられる体制が取られているか。	良・不良	
3. 貸切バスを利用した旅行の安全確保		
①輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインを踏まえた貸切バス事業者の選定・発注を行っているか。	良・不良	
②長距離運転や夜間運転の際の乗務時間等遵守、交代運転者の配置等運転者の過労運転を行わせないための安全対策を実施しているか。	良・不良	
③運送引受書及び運送申込書を用いた書面取引を行い、適切に保存しているか。 また、運送申込書／運送引受書に運賃・料金の適正な上限額及び下限額が記載され、貸切バス事業者に支払う運賃・料金が上限額から下限額の間に乗っていることを確認しているか。さらに、貸切バス事業者から旅行業者に対して運送の引受けに係る手数料又はこれに類するものを支払う場合には、その額又は率が記載されているか（運送申込書／運送引受書とは別に、書面により貸切バス事業者と旅行業者の間で契約が締結されていて、当該契約の内容に手数料又はこれに類するものの支払いについて記載されている場合には、その書面が保存されているか）。	良・不良	
④現実には実施が困難な行程や急な予定変更を貸切バス事業者に依頼しないことや、旅客の乗降時の安全の確保が十分でない場所を乗降場所として選定しないことに留意しているか。	良・不良	

（注意事項）

- ① 自己点検表は、写しを令和6年2月16日（金）までに兵庫県観光振興課宛て提出してください。
- ② 点検結果は、いずれかを○で囲んで下さい。点検項目が該当しない場合には点検結果欄に斜線をしてください。
- ③ 自己点検表は、点検実施後、2年間保管してください。

※点検結果に「不良」がある場合
改善完了（予定）日：令和 年 月 日